

学校いじめ防止基本方針

亀岡市立南つつじヶ丘小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、児童生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為です。児童生徒の身近にいる一人一人の教職員がいじめの問題の重大性を認識し「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という考えのもとで、未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが必要であります。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。

イ 児童に対し、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ ソーシャルスキル・トレーニングを積極的に取り入れ、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育てる。

ウ 児童自らが主体的にいじめ解消に取り組めるように、教職員は陰で支えながら、児童会活動や学級活動を活性化する。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む

ア 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。

イ 学級や学年での人間関係を把握して、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる集団づくりを進める。

ウ 異年齢集団、町別児童会などのピア・サポート活動を積極的に取り入れ、自己有用

感や進んで他者とかかわろうとする意欲を培う。

エ 困難な状況を乗り越えるような体験・活動を積極的に設け、自己肯定感を高める。

オ ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

(4) 指導上の注意

ア 教職員の認識や言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

イ 障害（発達障害を含む）について適切に理解し、児童に対する指導に当たる。

ウ 非行防止教室など、いじめ防止やインターネット等に介在する問題行動、非行等の内容を取り上げた親子と一緒に考える機会を作る。

エ 児童及び保護者を対象に情報モラルについての研修を行い、インターネットや携帯電話・スマートフォンの使用に関して、家庭でのルール作りを推奨する。

オ 未然防止の取組の成果について、児童の行動の日常的な把握や児童の欠席日数、学期に1回のいじめアンケート調査、年1回の学校評価アンケートで検証する。

4 早期発見のための取組

(1) いじめではないかとの疑いを持ち、複数の教職員で関わる

ア 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい学校や学級の雰囲気をつくる。

イ 休み時間の様子、児童生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、日常行われている日記や個人ノートを活用して、交友関係や悩みを把握し、小さな変化や危険信号を見落とさないようにする。

ウ 教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 保護者や地域との連携

ア 個人面談や家庭訪問の機会を活用するとともに、気になることは丁寧に早い段階で家庭連絡を行い、家庭と緊密な連携を図る。

イ 地域で児童生徒のトラブルやいじめ又はその疑いのある状況を発見した場合は学校にすぐに情報提供してもらえるように、日頃から地域との連携の深化に努める。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合、早い段階から的確に関わる。

ウ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

エ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに情報を共有する。

オ その後は、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

カ 事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会、被害・加害児童の保護者にも連絡する。

<重大事態への対応>

キ 学校や教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

ク 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

ア いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

ウ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

エ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

オ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

カ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は適切に提供する。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

ア いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

イ いじめが確認された場合、いじめ問題対策委員会を中心に、複数の教職員が連携し、

必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、再発を防止する措置をとる。

ウ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。

エ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童の背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

オ 児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

カ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導、さらには出席停止や警察・家庭支援総合センターなどの関係機関との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

キ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、保護者と十分な連携をとりながら、教育的配慮に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

イ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

ウ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(5) ネット上のいじめへの対応

ア ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる（プロバイダ責任制限法）。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

イ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ 児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

6 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

